

SB36 サイドイベント傍聴報告

2012 年 5 月 24 日 海外環境協力センター(OECC)

本傍聴報告は、2012 年 5 月 14 日 \sim 5 月 25 日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第 36 回補助会合(SB36)において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

■ タイトル: 共同実施監督委員会(JISC)質疑応答セッション(JISC Stakeholder question and answer session)

■ 日 時 : 2012年5月24日(木)13:15-14:45

■ 主催:気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局

■ 会場: Room Koch (Maritim Hotel)

■ 発表者: Wolfgang Seidel 氏(JISC 議長)、Carola Borja 氏(JISC 副議長)、Piotr Dombrowicki 氏(JISC 委員)、Andrew Howard 氏(UNFCCC 事務局)

■ 概要

JISC 議長の Seidel 氏から JISC の取組についての発表がなされた後、サイドイベント参加者との間で質疑応答がなされた。

Seidel 氏からは、事務局作成のプレゼン資料1を基に、トラック1と2の違い等、簡単に JI の紹介を行った後、JI 案件数の現状等について下記報告がなされた。

(1) JI 案件数

✓ トラック 1: 324 件

✓ トラック 2: 320 件 (PDD が提出済み、PoA1 件、有効性決定 (determination) 済み 41 件 (= 11MtCO2e)、検証 (verification) 済 62 件 (= 15MtCO2e))

(2) ERU 発行状況

✓ トラック 1: 163,910,781

✓ トラック 2: 14,393,565 (トラック 2 は 1 に比べると少ないが、急激な伸びが見られる。)

(3) 課金制度 (fee structure) の改訂

2011年にトラック1プロジェクトへの課金を導入することにより、慢性的に財政難だっ

¹ 発表資料は、UNFCCC ウェブサイトより閲覧可能 http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events list.html



た予算状況が好転し、持続可能な予算レベルを達成することができた。2012 年に課金制度 の改訂を予定している。

(4) 管理行動計画(Management action plan)

JI の継続的実施のための効率性の強化、メカニズムの普及強化、将来の JI 開発への効率的な貢献の三点について作業を進めることを決定しており、将来の JI 開発については、今年の大きなテーマであり、締約国にも取組を呼び掛けているところである。

(5) JI ガイドラインの改訂

CMP 決定に基づき、現在 JI ガイドラインの改訂を進めている。次回の CMP8 に提出予定。ガイドライン改訂に関するコンセプトノートは UNFCCC ウェブを通じて入手可。ガイドラインの改訂に際し、以下の項目について検討している。

- ✓ JI 活動の定義
- ✓ プロジェクトサイクルの詳細:登録手続、発行手続
- ✓ ガバナンス: 締約国や独立機関(認定機関)でのプロセス及び遵守をより重視する国際管理への移行、新たなJIメカニズムの下での全ての活動に対する高い基準の確保
- ✓ 認定: CDM や他の認定・基準機関との連携、プロジェクト及び認定要件の強化・明確化
- ✓ 追加性の要件: ベースライン設定と国際基準との関係

(6) 2013年以降について

2013年1月1日~2017年(もしくは2020年)12月31日までの取組について、将来モデルへの移行、市場との対話、関係者の巻き込みの三点を中心に議論し、検討を行っていく旨が報告された。

■ 質疑応答

- Q (IETA): JI ガイドラインはいつ改訂されるのか? また、既存のガイドラインはいつまで使えるのか? 既存ガイドラインから新ガイドラインへの移行プロセス手続について、既存ガイドラインに基づいてプロジェクトを実施し、新ガイドラインの下で ERU が発行されるのか?
- A(Seidel 委員(JISC 議長)): 新ガイドライン(ガイドラインの改訂)は CMP で採択されなければ発効しない。従って、いつから移行されるのかについては、我々は答える立場にない。移行プロセスの手続についても CMP が検討を行う。
- A (Dombrowicki 委員):詳細については検討途中であるので、JISC のコンセプトノート にも反映させ、検討を進めていきたい。
- A (Howard 氏 (UNFCCC 事務局)): 新たな JI ガイドライン作成については、CMP の決



定に基づいて JISC にて検討が進められている。JISC での検討結果は、CMP へ提出され、CMP にて決定が行われることとなっている。

- Q (ウクライナ DFP): 新たな統治機構 (new governing body) についてはどこが制度設計 を行っていくのか? 新メカニズムについて、JI ではどのように扱っていくのか (トラックを分けて取り扱うのか)?
- A (Seidel 委員 (JISC 議長)): 統治機構についての制度設計について、基本的な事項については CMP が決定する。新メカの取り扱いについては検討や議論が必要だが、個人的には JI と新メカの関係については議論されるべきだと思っている。
- **Q** (不明): JI ガイドラインの改訂における土地利用に関する取組 (land base activities) について、どのような扱いとなるのか?
- A (Seidel 委員 (JISC 議長)): JI でも土地利用に関する取組を扱うべきだと思うが、まだ そこまで議論していない。ガイドラインの中でも何を含めるのか含めないのかを明確に 決める必要があると考えている。
- **Q** (不明): **JI** の追加性について。ホスト国のポジティブ・ネガティブリストについて、**JI** ではどのように扱っていくのか?
- A (Seidel 委員 (JISC 議長)): これについても JI ガイドラインの議論の中で扱っていきたいと思う。ガイドラインでは、ホスト国や統治機構の役割等についても盛り込む予定。

(報告者:OECC 家本 了誌)

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版 http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_SB36report.html

英語版 http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_SB36report.html